# 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 福寿荘 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める大津市条例(平成25年3月22日大津市条例第12号)に定める内容を遵守し、社会福祉法人華頂会(以下「法人」という。)が開設する特別養護老人ホーム 福寿荘(以下「福寿荘」という。)が実施する施設の運営に係る重要事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 福寿荘に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指して運営することを方針とする。
- 2 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその人の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。

#### (事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1)名 称 社会福祉法人華頂会 特別養護老人ホーム 福寿荘
  - (2) 所在地 滋賀県大津市大萱七丁目7番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (I)管理者 1人

施設従事者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、施設従事者に関係法令等に定められた規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上

入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

#### (3) 生活相談員 2人以上

管理者の補助並びに入所者またはその家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行うとともに、施設サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

#### (4)看護職員 4人以上

主として入所者の健康管理や療養上の世話を行う。日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。

## (5)介護職員 45人以上

入所者の施設サービス計画に基づき、日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・援助 を行う。

看護職員と合わせて、入所者3人に1人の職員を配置する。

#### (6) 介護支援専門員 2人以上

入所者の施設サービス計画の原案を作成し、入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。また、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の 把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

#### (7)管理栄養士 1人以上

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に 提供するよう指導・管理する。また、入所者の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水 について、医師・看護師及び施設従事者と協力し、衛生的な管理に努める。

## (8)機能訓練指導員 1人以上

日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。

#### (入所定員)

第6条 入所者の入所定員は、130人とする。

(施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

## (1) 介護保険給付対象

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、施設サービスが 法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。施設 サービスは次のとおりとする。

- (ア) 介護 (入浴または清拭、食事、排泄、移動、着替え及び整容の介助等)
- (イ) 食事(管理栄養士の配置、栄養マネジメント、療養食の提供等栄養管理)

- (ウ)機能訓練(集団または個別の機能訓練の実施)
- (エ) 相談及び援助(入所者またはその家族からの相談、必要な助言及び諸活動。)
- (オ)健康管理(健康診断の実施、疾病予防等)
- (2) 介護保険給付対象外

保険給付対象外の施設サービスを提供したときは、厚生労働大臣が定める額に基づき、福寿荘 が利用料を設定し、福寿荘と利用者またはその家族等との契約により次のとおり提供する施設 サービス費用の支払いを受けるものとする。

(ア) 居住費 (居室の提供)

個室の場合(室料及び光熱水費相当額)

1日当り 1,310円

多床室(2人室、4人室)の場合(室料及び光熱水費相当額)

1日当り 960円

(イ)食費(食材料費及び調理に係る費用相当額) 1日当り 1,500円 ただし、居住費と食費に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合

は、この認定証に記載している負担限度額とする。経管栄養の場合も同じものとする。

- (3) 前各号のほか、次の費用については、入所者から支払いを受けることができる。
  - (ア) 入所者が選定する特別な食事の提供に伴う費用・・・・実費
  - (イ) 理美容代・・・・業者との協定料金
  - (ウ) 日常生活において通常必要と認められるもので、インフルエンザ予防接種費その他 入所者に負担を求めることが適当と認められる費用・・・・実費
  - (エ) 社会生活上の便宜の提供等 (買物等費用)・・・・実費
  - (オ)預貯金通帳管理費・・・一か月、1,000円
- 2 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者またはその家 族に対し、当該サービスの内容及び費用に関する説明を行い、同意を得るものとする。

(利用にあたっての留意事項)

- 第8条 入所者、家族等(以下「入所者等」という。)は、職員の指示に従い入所者の遵守すべき事項 に留意しなければならない。
- 2 入所者等は、居室、共用施設、敷地等を本来の用途に従い、利用しなければならない。
- 3 入所者等は、施設・設備等を故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、損害を賠償する責任を負う。

### (緊急時及び事故発生時等における対処方法)

第9条 職員は、入所者の心身状態の急変、その他緊急の事態や事故が発生したときは、必要に応じて、速やかに家族及び医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、入院が必要な場合は、協力病院の琵琶湖養育院病院等へ入院の要請を行うものとする。

## (非常災害対策)

- 第 10 条 非常災害に備えて、その対策として火災、風水害、地震等に対処するために防災計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。
- 2 事業者は、非常災害時の発生の際に、その事業を継続することができるよう他の関係機関と連携 し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

#### (苦情処理)

第 11 条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情の内容により必要な処置を講ずるものとする。

### (その他留意事項)

- 第12条 福寿荘は、常に運営に係る業務体制の整備に努めるものとする。
- 2 職員は、入所者またはその家族等の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退職または業 務に従事しなくなった後においても守秘義務を有し、このことを雇用契約に定めておくものとする。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を 行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
- 5 事業者は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。
- 6 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を 除き利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限してはならない。
- 7 事業者は、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、 速やかに利用者等に対し行動制限の理由、内容、期間等について説明し同意を得なければならない。 (法人との協議)
- 第 13 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要な事項は、法人と福寿荘との協議に基づき定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。 一部改定 平成14年 5月21日 一部改定 平成14年 5月30日 一部改定 平成14年10月 1日 一部改定 平成15年 4月 1日 平成17年 1月 1日 一部改定 一部改定 平成17年10月 1日 一部改定 平成24年 4月 1日 一部改定 平成25年 4月 1日 一部改定 平成25年12月 1日 一部改定 平成26年 8月 1日 一部改定 平成27年 4月 1日 一部改定 平成27年 8月 1日 一部改定 平成30年 8月 1日 一部改定 平成30年12月21日 一部改定 令和 2年 4月 1日

一部改定

令和 6年 8月 1日